

届出制手数料届出書
~~届出制手数料変更届出書~~① 2018年 ¹¹~~10~~月 ³⁰~~28~~日

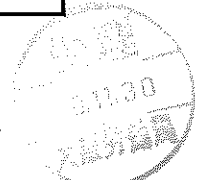
厚生労働大臣 殿

(ふりがな) ②届出者 氏名 ^{かぶしきがいしゃだいいち} 株式会社第一
^{だいひょうとりしまりやく} 代表取締役 ^{にしうら かずお} 西浦 和男 印

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	27-ユ-302085
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	^{かぶしきがいしゃだいいち} 株式会社第一
(ふりがな) ⑤所 在 地	[〒] 5 9 8 - 0 0 4 7 電話 072 (464) 4624 ^{おおさかふいずみさのしりんくうおうらいみなみ5ばんちの10} ^{だいいちびる} 大阪府泉佐野市りんくう往来南5番地の10 第一ビル
⑥適用開始・変更予定日	29. 2. -1 年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別添ご参照
⑧備 考	総務部部長 山下裕厚 TEL072-464-4624 大阪府泉佐野市りんくう往来南5-10 第一ビル



手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 - 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

27-ユ-302085

事業所の名称及び所在地 株式会社第一

大阪府泉佐野市りんくう往来南5-10 第一ビル